

「経審の審査項目」が改定されます！！

「再審査」が必要となります

◇5月1日、「建設業法施行規則及び関連告示」が改定、公布されました。改定のポイントは、①「社会保険」への加入状況評価の見直し、②外国子会社の経営実績評価、二点です。

外国子会社を有している企業は多くないと思われませんが、「社会保険」の加入状況については、影響を受ける企業は少なくないと思われれます。

◇現行の「経審」では、「雇用保険」及び「健康保険・厚生年金保険」の二項目について、評価しています。即ち、この二項目について、各々、未加入であれば、各々、「30点」の減点とされます。

一方、改定後の「経審」では、「健康保険」と「厚生年金保険」は、別箇の項目として分割され、「雇用保険」と合わせて三項目とされました。従って未加入の場合、「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」の各々について、「40点」（今回の改定で「30点」から「40点」に拡大されました）の減点となります。

◇本年は、「入札参加資格申請」の定時年（25・26年度）に当たり、9月中旬から受付が始まります。「入札参加資格」の格付は、「経審」の客観的点数だけでなく、各発注機関が定めた主観的点数も加味して決定されますが、「経審」の客観的点数の減少に伴う影響には多大のものがあります。

もともと、現行経審では、社会性等の評点（W評点）が「零点」（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に未加入のため、30点又は60点の減点を受けている場合には、W評点が「負」となることもあります）の場合には、「零点」で止められ、それ以下のマイナスにはなりません）の場合には、総合評点（P評点）には、影響を受けません。

◇今回の改定の背景には、公共工事を受注する企業は、「社会保険料」を負担するのは当然であり、発注金額の中には、「法定福利費に相当する部分も含まれている、とする考え方があるように思われますが、不況に喘ぐ中小企業にとっては「多額の社会保険料」の負担は、企業経営上、耐え難いものとなることは必定です。

◇ともあれ、7月2日以降の「経審」では、改定基準が適用されますので、「社会保険」を完備していない企業については、「経審」の「客観的点数」が大幅に減少することは避けられません。

今回の改定で注目すべき点があります。「健康保険」の被保険者の適用除外の承認を受けて「全国建設工事業国民健康保険組合」や「全国土木建築国民健康保険組合」に加入している場合には、「健康保険」については、「適用除外」となり、減点の対象にはならないとされています。即ち、上記の二つの国民健康保険組合のいずれかに加入しているときは、「マイナス40点」にはならないこととなります。上記の国民健康保険組合に加入していて、政府管掌の「厚生年金保険」に加入している企業については、現行の「経審」では、「健康保険及び厚生年金保険」については、「有」の評価を受けることになっていますので、今回の改定で、「健康保険」は上記組合のもので「適用除外」（減点対象ではありません）となり、「厚生年金保険」も「有」となりますので、今回の改定による影響は全く受けないことになりそうです。

◇埼玉県入札審査課では、9月中旬から開始される予定の「入札参加資格申請」で新旧どちらの基準による「経審結果通知書」を採用するか、現時点では、確定的な結論を出していません。

更に、既に旧基準で「受審」している企業については、新基準による「再審査」が必要となるケースも出てきます。現行で、「雇用保険」または「健康保険及び厚生年金保険」の二項目のいずれかに未加入の場合、新基準による「経審」を受審する必要があります。

「再審査」の申立期間は、7月2日（月）～10月29日（月）の予定です。「再審査」を受ける必要がある場合には、当事務所から改めてご案内致します。

以上